

# 第16期

## 定時株主総会招集ご通知

### 日時

令和8年6月24日（水曜日）

午前10時

### 場所

香川県高松市木太町2191番地1

**高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間**

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

※今回、中継会場を徳島市（徳島大正銀行本店内）に設けております。

後記の「徳島中継会場ご案内図」をご参照ください。

### 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

### 株主総会にご出席願えない場合

書面又はインターネット等により、事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 書面又はインターネット等による議決権行使期限

令和8年6月23日（火曜日）

午後5時30分まで

トモニホールディングス株式会社

証券コード：8600

証券コード8600  
(発送日) 令和8年6月3日  
(電子提供措置の開始日) 令和8年5月29日

株 主 各 位

香川県高松市亀井町7番地1

トモニホールディングス株式会社

代表取締役社長兼CEO 中村 武

## 第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト株主  
総会招集ご通知掲載サイト

<https://www.tomony-hd.co.jp/ir/stock/general.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認くださいませようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト  
東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「トモニホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「8600」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、後記の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、令和8年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 令和8年6月24日（水曜日）午前10時  
2. 場 所 香川県高松市木太町2191番地1  
高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

### 【徳島中継会場について】

今回、中継会場を徳島市（徳島大正銀行本店内）に設けております。  
後記の「徳島中継会場ご案内図」をご参照ください。

## 3. 目的事項

### 報告事項

1. 第16期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

#### 第1号議案

剰余金処分の件

#### 第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合には、掲載しておりますインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「その他」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

中継会場に  
ご来場の  
株主さまへ

- ※ 徳島市の中継会場は会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主さまの権利のご行使はできませんので、ご了承願います。
- ※ 中継会場にご来場の場合は、書面又はインターネット等により、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、徳島中継会場入場券を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内



当日株主総会にご出席の場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として行使する場合には限らせていただきます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当日ご出席願えない場合は、下記の方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。



郵送で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

※郵送で議決権を行使された場合の議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

令和8年6月23日（火曜日） 午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合



インターネット等で議決権を行使される場合は、次頁の注意点をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

行使期限

令和8年6月23日（火曜日） 午後5時30分受付分まで

## インターネット等で議決権を行使される場合の注意点

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使とさせていただきます。また、インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。

### 記

#### I インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、下記のいずれかの方法によってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。）

##### 1. QRコードを読み取る方法

- (1) スマートフォンで議決権行使書用紙に記載されたログイン用QRコードを読み取ってください。議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力することなく、**議決権行使ウェブサイト（アドレス<https://evote.tr.mufg.jp/>）**にログインすることができます。  
\* 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
- (2) 以降は、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (3) QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、下記の「2. ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

##### 2. ログインID・仮パスワードを入力する方法

- (1) パソコン又はスマートフォンから**議決権行使ウェブサイト（アドレス<https://evote.tr.mufg.jp/>）**にアクセスしてください。
- (2) 議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (3) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使ウェブサイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。

##### 3. 留意事項

- (1) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主さまのご負担となります。
- (2) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。**ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。**

#### II 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記Iのインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
フリーダイヤル 0120-173-027（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆さまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけたうえで、経営体質の一層の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

第16期の期末配当につきましては、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円00銭といたしたいと存じます。この場合の配当総額は、2,497,009,008円となります。

なお、中間配当金として1株につき金13円00銭をお支払いしておりますので、これを合わせた当期の年間配当金は1株につき金26円00銭となり、前期に比べて1株につき金9円50銭の増配となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和8年6月25日といたしたいと存じます。

## 第2号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名（うち社外取締役1名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位等	取締役会出席状況
1	なかむら たけし 中村 武	再任 男性 代表取締役社長兼CEO (最高経営責任者)	23/23回 (100%)
2	ばんどう とよひこ 板東 豊彦	再任 男性 代表取締役副社長	22/23回 (95%)
3	ありき ひろし 有木 浩	再任 男性 代表取締役副社長	16/17回 (94%)
4	ふじいひと み 藤井 仁三	再任 男性 常務取締役経営企画部長	23/23回 (100%)
5	きおか ひとし 喜岡 均	再任 男性 常務取締役リスク・ コンプライアンス部長	23/23回 (100%)
6	かなおか のりよし 金岡 紀嘉	再任 男性 常務取締役監査部長	17/17回 (100%)
7	ながお じゅん 長尾 純	再任 男性 取締役グループ戦略部長 兼地域商社の金融機能担当	17/17回 (100%)
8	いのうえ よしあき 井上 佳昭	再任 社外 男性 取締役（社外）	23/23回 (100%)

候補者番号

1

なか むら  
**中 村**

たけし  
**武**

再 任

男 性



生年月日

昭和38年7月23日 (62歳)

取締役在任年数

9年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

23/23回 (100%)

所有する当社株式の数

75,437株

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和61年 4月 日本銀行入行  
平成10年 5月 同行政策委員会室秘書課調査役  
平成11年 7月 同行大阪支店営業課調査役  
平成14年 7月 同行経営企画室総務課調査役  
平成16年 4月 同行経営企画室総務課企画役  
平成16年 7月 同行政策委員会室 業務・組織運営担当 企画役  
平成18年 8月 同行文書局企画役  
平成19年 4月 同行文書局参事役  
平成21年 7月 同行高松支店長  
平成22年 7月 同行金融機構局参事役  
平成24年 5月 同行業務局審議役  
平成25年 5月 同行業務局長  
平成27年 6月 同行文書局長  
平成29年 4月 同行退職  
平成29年 6月 当社代表取締役専務  
平成30年 6月 当社代表取締役社長兼CEO (最高経営責任者)  
(現任)  
令和 6年 8月 トモニシステムサービス(株)代表取締役社長 (現任)  
(重要な兼職の状況)  
トモニシステムサービス(株)代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

これまで当社の取締役社長兼CEO (最高経営責任者) として当社グループの経営を担っており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と日本銀行において高松支店長、業務局長、文書局長等を務めてきた豊富な経験と高い見識等を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献することが期待できると判断し、引き続き、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

ばん どう とよ ひこ  
板 東 豊 彦

再 任

男 性



生年月日

昭和44年9月29日 (56歳)

取締役在任年数

6年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

22/23回 (95%)

所有する当社株式の数

47,837株

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

平成 5年 4月 (株)徳島銀行 (現 (株)徳島大正銀行) 入行  
平成17年 2月 同行洲本支店長  
平成19年 8月 同行東京支店長兼東京事務所長  
平成21年 4月 同行人事部長  
平成22年 6月 同行執行役員人事部長  
平成23年 6月 同行取締役執行役員人事部長  
平成24年 6月 同行取締役執行役員総合企画本部長兼リスク統括本部長  
平成25年 6月 同行取締役常務執行役員総合企画本部長兼リスク統括本部長  
平成26年 6月 同行取締役常務執行役員総合企画本部長兼審査本部長  
平成27年 6月 同行常務取締役総合企画本部長兼審査本部長  
平成28年 6月 同行専務取締役審査本部長  
平成30年 6月 同行代表取締役専務審査本部長  
令和 2年 1月 同行専務取締役審査本部長  
令和 2年 4月 同行代表取締役専務  
令和 2年 6月 同行代表取締役頭取 (現任) 当社取締役副社長  
令和 2年10月 当社代表取締役副社長 (現任)

(重要な兼職の状況)

(株)徳島大正銀行代表取締役頭取

#### 取締役候補者とした理由

これまで当社の取締役副社長として当社グループの経営を担うとともに、当社の子会社である(株)徳島大正銀行の取締役頭取として銀行子会社の経営を担っており、強いリーダーシップでグループ全体及び銀行全般を牽引してきた実績と高い見識等を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献することが期待できると判断し、引き続き、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

あり き  
**有 木**

ひろし  
**浩**

再 任

男 性



生年月日

昭和40年7月18日 (60歳)

取締役在任年数

1年 (本総会最終時)

取締役会への出席状況

16/17回 (94%)

所有する当社株式の数

43,437株

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

平成 元年 4月 (株)香川銀行入行  
平成16年 8月 同行国分寺支店長  
平成18年 2月 同行飯山支店長兼綾歌支店長  
平成21年 4月 同行琴浦支店長  
平成23年 2月 同行岡山南支店長  
平成25年 8月 同行松山支店長  
平成26年 4月 同行執行役員松山支店長  
平成27年 6月 同行松山支店長  
平成28年 6月 同行丸亀支店長兼丸亀西支店長兼丸亀支店土器町出張所長  
平成30年 6月 同行執行役員丸亀支店長兼丸亀西支店長兼丸亀支店土器町出張所長  
令和 元年 6月 同行取締役岡山支店長  
令和 2年 6月 同行常務取締役営業本部長  
令和 3年 6月 同行常務取締役融資本部長  
令和 4年 6月 同行常務取締役管理本部長  
令和 5年 6月 同行専務取締役企画本部長  
令和 6年 7月 同行専務取締役企画本部長兼与信管理部長  
令和 7年 2月 同行専務取締役企画本部長  
令和 7年 6月 同行取締役頭取 (代表取締役) (現任)  
当社代表取締役副社長 (現任)

(重要な兼職の状況)

(株)香川銀行取締役頭取 (代表取締役)

#### 取締役候補者とした理由

令和7年6月の就任以降当社の取締役副社長として当社グループの経営を担うとともに、当社の子会社である(株)香川銀行の取締役頭取として銀行子会社の経営を担っており、強いリーダーシップでグループ全体及び銀行全般を牽引してきた実績と高い見識等を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献することが期待できると判断し、引き続き、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

ふじ い ひと み  
藤 井 仁 三

再任

男性



生年月日

昭和39年4月11日 (62歳)

取締役在任年数

10年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

23/23回 (100%)

所有する当社株式の数

22,006株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和62年 4月 (株)第一勧業銀行 (現 (株)みずほ銀行) 入行  
平成 9年 8月 (株)徳島銀行 (現 (株)徳島大正銀行) 入行  
平成14年 2月 同行企画部次長  
平成18年 7月 同行企画部副部長  
平成21年 2月 同行企画部長  
平成22年 4月 当社経営企画部副部長  
平成24年 6月 (株)徳島銀行 (現 (株)徳島大正銀行) 取締役執行役員  
企画部長  
平成27年 8月 同行取締役人事部付部長当社経営企画部長  
平成28年 6月 (株)徳島銀行 (現 (株)徳島大正銀行) 取締役  
当社取締役経営企画部長  
平成29年 3月 当社常務取締役経営企画部長 (現任)

取締役候補者とした理由

これまで当社の常務取締役として経営企画部門を担当しグループ全体の経営管理態勢の強化に大きな貢献を果たしてきた実績と銀行子会社での企画部門における幅広い経験等を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献することが期待できると判断し、引き続き、取締役候補者としました。

候補者番号

5

き おか  
喜 岡

ひとし  
均

再 任

男 性



生年月日

昭和41年7月15日 (59歳)

取締役在任年数

2年 (本総会最終時)

取締役会への出席状況

23/23回 (100%)

所有する当社株式の数

14,706株

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

平成 元年 4月 (株)日本債券信用銀行 (現 (株)あおぞら銀行) 入行  
平成19年 2月 (株)香川銀行入行  
平成19年 8月 同行経営戦略部副長  
平成19年10月 同行事業サポート部副長  
平成21年 4月 同行営業店統括部副長  
平成23年 8月 同行市場金融部副長  
平成24年 4月 同行東京支店長兼東京事務所長  
平成27年 6月 同行執行役員総合企画部長  
当社経営企画部副部長  
平成30年 6月 (株)香川銀行執行役員営業店統括部長  
当社グループ戦略部副部長  
令和 元年 6月 (株)香川銀行執行役員営業店統括部長兼個人営業企画部長  
令和 2年 6月 同行取締役営業店統括部長兼個人コンサルティング推進部長  
令和 3年 2月 同行取締役営業店統括部長兼営業店統括部公務室長兼個人コンサルティング推進部長  
令和 4年 2月 同行取締役営業店統括部長兼個人コンサルティング推進部長  
令和 4年 6月 同行取締役融資部長  
令和 5年 6月 同行常務取締役融資本部長  
令和 6年 6月 当社常務取締役リスク・コンプライアンス部長 (現任)

#### 取締役候補者とした理由

これまで当社の常務取締役としてリスク・コンプライアンス部門を担当しグループ全体のリスク管理態勢及びコンプライアンス態勢の強化に大きな貢献を果たしてきた実績と銀行子会社での営業部門、融資部門における幅広い経験等を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献することが期待できると判断し、引き続き、取締役候補者となりました。

候補者番号

6

かな おかのり よし  
金 岡 紀 嘉

再任

男性



生年月日

昭和44年6月16日 (57歳)

取締役在任年数

1年 (本總會終結時)

取締役会への出席状況

17/17回 (100%)

所有する当社株式の数

21,106株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

平成 4年 4月 (株)香川銀行入行  
平成21年10月 同行伏石支店長  
平成23年 7月 同行大阪北支店長  
平成26年 4月 同行営業店統括部主任推進役  
平成27年 4月 同行新居浜支店長  
平成30年 6月 同行執行役員融資部長兼融資管理部長  
令和 2年 2月 同行執行役員本店営業部長兼兵庫町支店長兼本店営業部宮脇町出張所長  
令和 2年 6月 同行取締役本店営業部長兼兵庫町支店長兼本店営業部宮脇町出張所長  
令和 3年 2月 同行取締役本店営業部長兼兵庫町支店長兼本店営業部南新町出張所長兼本店営業部宮脇町出張所長  
令和 4年 6月 同行取締役事務システム部長  
当社経営企画部副部長  
令和 5年 6月 (株)香川銀行常務取締役管理本部副本部長兼事務システム部長  
令和 6年 6月 同行常務取締役管理本部長兼営業店検査室長  
令和 7年 6月 当社常務取締役監査部長 (現任)

取締役候補者とした理由

令和7年6月の就任以降当社の常務取締役として監査部門を担当しグループ全体の内部管理態勢の強化に大きな貢献を果たしてきた実績と銀行子会社での融資部門、事務・システム部門及び営業店検査部門を担当してきた経験とそれに基づく豊富な知識等を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献することが期待できると判断し、引き続き、取締役候補者となりました。

候補者番号

7

なが お  
長 尾

じゅん  
純

再 任

男 性



生年月日

昭和44年2月22日 (57歳)

取締役在任年数

1年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

17/17回 (100%)

所有する当社株式の数

21,055株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

平成 3年 4月 (株)徳島銀行 (現 (株)徳島大正銀行) 入行  
平成17年 2月 同行審査部次長  
平成21年 7月 同行東大阪支店長  
平成24年 7月 同行本店営業部副部長  
平成27年 2月 同行今治支店長  
平成29年 5月 同行本店営業部長兼二軒屋支店長兼徳島駅前支店長  
令和 元年 6月 同行執行役員本店営業部長兼二軒屋支店長兼徳島駅前支店長  
令和 2年 4月 同行執行役員審査二部長  
令和 5年 9月 同行執行役員審査一部長  
令和 6年 6月 同行常務執行役員審査一部長  
令和 7年 6月 当社取締役グループ戦略部長兼地域商社金融機能担当 (現任)

取締役候補者とした理由

令和7年6月の就任以降当社の取締役としてグループ戦略部門及び地域商社金融機能を担当しグループ全体の成長戦略の実現に大きな貢献を果たしてきた実績と銀行子会社での営業店長や審査部門の部長を担当してきた経験とそれに基づく豊富な知識等を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献することが期待できると判断し、引き続き、取締役候補者となりました。

候補者番号

8

いの うえ よし あき  
井 上 佳 昭

再 任

社 外

男 性



生年月日

昭和35年8月20日 (65歳)

社外取締役在任年数

3年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況

23/23回 (100%)

所有する当社株式の数

一株

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和61年 4月 大阪ガス(株)入社  
平成23年 4月 同社リビング事業部京滋リビング営業部長  
平成25年 4月 同社理事リビング事業部リビング計画部長兼コンプライアンス統括  
平成27年 4月 同社理事  
(株)リキッドガス (現 大阪ガスリキッド(株)) 取締役副社長  
大阪ガスLPG(株) (現 (株)エネアーク関西) 代表取締役社長  
日商LPGガス(株)取締役  
平成29年 4月 大阪ガス(株)理事兵庫・姫路統括地区支配人兼兵庫地区支配人  
平成30年 4月 同社執行役員兵庫・姫路統括地区支配人兼兵庫地区支配人  
令和 3年 3月 同社執行役員退任  
令和 3年 6月 さくら情報システム(株)常勤監査役  
(株)アグニコンサルティング監査役  
(株)JOE 監査役  
エスアイエス・テクノサービス(株)監査役  
令和 5年 6月 大阪ガスケミカル(株)常勤監査役 (現任)  
JOCカーボン(株)監査役 (現任)  
(株)フルファイン監査役 (現任)  
大阪燃気化学 (上海) 有限公司監事 (現任)  
ミナベ化工(株)監査役 (現任)  
水澤化学工業(株)監査役 (現任)  
台湾大阪瓦斯化学股份有限公司監察人 (現任)  
(株)アドール監査役 (現任)  
当社取締役 (現任)

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大手ガス会社において理事及び執行役員として業務執行に当たるとともに、同社グループ会社において代表取締役社長として直接企業経営に関与された経験を有していること、また、大手金融機関グループの情報システム会社において常勤監査役としてIT企業の経営に関与されていたことを踏まえ、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に貢献することが期待できることから、引き続き、社外取締役候補者となりました。

#### 社外取締役候補者に関する特記事項

大阪ガスケミカル(株)ほか7社は大阪ガス(株)のグループ会社であり、当社グループとの間に重要な取引その他の関係はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井上佳昭氏は、社外取締役候補者であります。
3. 井上佳昭氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、非業務執行取締役である井上佳昭氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、井上佳昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2 会社役員に関する事項」中の「(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであります。各取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## ご参考 スキル・マトリックス（取締役会が備えるべきスキル・専門性）

社内取締役（候補者を含む。）が経験（担当役員又は所管部長等）を有する分野、社外取締役（候補者を含む。）に特に期待する分野は、以下のとおりであります。

氏名		企業経営／コーポレート 経営戦略	コーポレート ガバナンス	法務／ リスク管理	財務／ 会計	金融／ 経済	サステナ ビリティ	地方創生／ 営業／ 顧客支援	人事／ 人材育成	IT／ デジタル	市場運用
監査等委員でない取締役	中村 武	男性	○	○	○	○	○		○	○	○
	板東 豊彦	男性	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	有木 浩	男性	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	藤井 仁三	男性	○	○		○	○				
	喜岡 均	男性	○		○	○	○	○			
	金岡 紀嘉	男性	○	○	○			○		○	
	長尾 純	男性	○					○	○		
監査等委員である取締役	井上 佳昭	社外 男性	○	○		○				○	
	多田 人志	社外 男性		○			○				
	富家 佐也加 (戸籍上：梶野佐也加)	社外 女性		○	○		○				
	武田 真由美 (戸籍上：田辺真由美)	社外 女性	○	○		○					
	吉澤 康代	社外 女性		○					○	○	

- (注) 1. 上記の一覧表は、各人が有する全てのスキル・専門性を表すものではありません。  
2. 各スキル・専門性の詳細は以下のとおりであります。

スキル・専門性	詳細
企業経営／経営戦略	企業経営経験の有無、経営戦略立案・実行に関する専門性
コーポレートガバナンス	コーポレートガバナンス（企業統治・経営管理）に関する専門性
法務／リスク管理	法務、リスクマネジメントに関する専門性
財務／会計	財務、会計に関する専門性
金融／経済	金融、地域経済に関する専門性
サステナビリティ	ESG、SDGs、環境保全、公正取引、危機管理に関する専門性
地方創生／営業／顧客支援	地方創生、法人・個人営業、営業戦略、融資審査、企業再生・支援に関する専門性
人事／人材育成	人事・労務管理、人材育成、人権に関する専門性
IT／デジタル	IT、デジタルに関する専門性
市場運用	市場運用に関する専門性

## トモニホールディングス独立性判断基準

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査等委員）の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員が、原則として、現在又は最近（注1）において以下に掲げるいずれの要件にも該当しない場合、当該社外役員は独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しています。

なお、社外役員候補者については、この基準及び東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定された独立性基準に基づき、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことを実質的に判断し、特段の事情がない限り、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ることとします。

- 1 当社グループを主要な取引先（注2）とする者又はその者が法人等である場合にはその業務執行者
- 2 当社グループの主要な取引先（注3）又はその者が法人等である場合にはその業務執行者
- 3 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人等である場合にはその法人等に所属する者をいう。）
- 4 当社グループから多額の寄付等を受ける者、又はその者が法人等である場合にはその業務執行者
- 5 当社の主要株主（総株主の議決権の10%以上を保有する株主をいう。）又はその者が法人等である場合にはその業務執行者
- 6 次に掲げる者（重要でない者（注5）を除く。）の近親者（注6）
  - (1) 上記1～5に該当する者
  - (2) 当社グループの取締役、監査等委員、執行役員等の重要な使用人

### （注1）「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役又は社外監査等委員として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

### （注2）「当社グループを主要な取引先」の定義

以下のいずれかに該当する場合を基準に判定する。

- ・当該取引先の年間連結売上高において、当社グループとの取引による売上高が1%を超える場合
- ・当該取引先の資金調達において、当社グループ以外の金融機関からの調達が困難であるなど、代替性がない程度に依存している場合

### （注3）「当社グループの主要な取引先」の定義

当社グループの年間連結業務粗利益において、当該取引先との取引による業務粗利益が1%を超える場合を基準に判定する。

### （注4）「多額の金銭その他の財産」の定義

過去3事業年度の平均で、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円を超える場合、法人等の場合は当該法人等の年間売上高の2%を超える場合を基準に判定する。

### （注5）「重要でない者」の定義

各会社の役員・部長クラスの者（法律事務所・監査法人等の団体に所属する者については、弁護士・公認会計士等の専門的な資格を有する者）に該当しない者をいう。

### （注6）「近親者」の定義

配偶者又は二親等以内の親族をいう。



# 第16期 (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで) 事業報告

## 1 当社の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

#### イ 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社徳島大正銀行（以下「徳島大正銀行」といいます。）及び株式会社香川銀行（以下「香川銀行」といいます。）を含む連結子会社10社で構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務、GX・地方創生関連業務などの幅広い金融サービスを提供しております。

#### ロ 金融経済環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、賃上げの進展と物価上昇を背景として、日本銀行による金融政策の正常化が段階的に進められる局面となりました。また、為替市場においては、日米金利差の動向に左右される展開となり、資源価格の変動や地政学的リスクの影響も受けつつ推移いたしました。一方、海外においては、世界的なインフレ圧力の緩和を背景に主要国の金融政策が転換点を迎え、米国では景気の減速を踏まえた利下げ期待が高まり、欧州では成長の鈍化が継続しました。また、中国では不動産市場の調整の影響が続く中、各種政策により景気の下支えが図られました。加えて、中東情勢の緊張が資源価格の変動要因として意識されるなど、地政学リスクは引き続き不確実性要因となっております。このように、国内外の金融経済環境は、全体としては不確実性を内包しつつ、緩やかな回復基調で推移いたしました。

#### ハ 企業集団の事業の経過及び成果

当社は、令和5年4月よりスタートさせた3か年の第5次経営計画において、グループ経営理念である「お客さま第一主義」、「お客さまとともに成長」、「信頼と安心の経営」に基づき、10年後の目指す姿を『やっぱり“トモニ”を選んでよかったと言われる広域金融グループ』として、それを実現するための最初の3年間の経営計画と位置づけ、5つの基本戦略に基づく具体的施策に取り組んでまいりました。

当計画の最終年度である当連結会計年度においては、グループ銀行が連携して、資源価格の高騰や中東情勢の緊迫化等により影響を受けたお客さまへの資金繰り支援や経営改善支援を継続するとともに、トモミニ商談会や企業経営、起業・創業セミナーの開催等により、お客さまの成長支援による地域経済の活性化に向けた取組みを行いました。さらに、サステナブルファイナンスの推進をはじめとするお客さまの気候変動・環境問題への対応強化や大学・高等専門学校における金融セミナーの開催を通じて、持続可能な社会の実現に向けた取組みを行

いました。また、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて、収益力の強化、リスク管理・経費コントロールの強化やリスクアセット・コントロールの強化、将来を見据えた戦略的投資、着実な利益還元や自己資本比率の充実、情報開示や投資家とのコミュニケーションの充実等を通じて、更なる企業価値の向上に向けた取組みを行いました。

このような経過を踏まえ、当連結会計年度は次のような経営成績及び財政状態となりました。

当連結会計年度における損益状況は、経常収益は、貸出金利息の増加により資金運用収益が増加したこと、役務取引等収益が増加したこと、株式等売却益の増加によりその他経常収益が増加したこと等により、前期比9,668百万円増加して104,775百万円となりました。経常費用は、預金利息の増加により資金調達費用が増加したことに加えて、取引先企業の事業再生支援等に伴う貸倒引当金繰入額の増加により与信関連費用が増加したこと等により、前期比8,683百万円増加して80,414百万円となりました。その結果、経常利益は、前期比984百万円増加して24,360百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比331百万円増加して16,163百万円となりました。

当連結会計年度末における主要勘定残高は、総資産残高は、前期末比1,694億円増加して5兆2,040億円、純資産残高は、前期末比133億円増加して2,973億円となりました。また、譲渡性預金を含む預金等残高は前期末比1,687億円増加して4兆7,130億円、貸出金残高は前期末比1,569億円増加して3兆8,467億円、有価証券残高は前期末比380億円増加して7,732億円となりました。

なお、銀行子会社の損益等につきましては、次のとおりとなりました。

【徳島大正銀行(単体)の損益及び主要勘定残高(末残)】

(単位：億円)

		令和6年度	令和7年度	増減
損益	経常収益	517	541	24
	コア業務粗利益	341	374	33
	コア業務純益	155	187	32
	経常利益	123	132	9
	当期純利益	82	89	7
	本業利益(外貨調達コスト控除後)	90	108	18
主要勘定残高 (末残)	総資産	26,901	27,406	505
	預金等(譲渡性預金を含む)	24,628	25,295	667
	総預り資産	26,144	27,057	913
	貸出金	20,326	20,797	471
	有価証券	3,883	3,937	54

【香川銀行(単体)の損益及び主要勘定残高(末残)】

(単位：億円)

		令和6年度	令和7年度	増減
損益	経常収益	370	441	71
	コア業務粗利益	270	293	23
	コア業務純益	123	142	19
	経常利益	104	110	6
	当期純利益	71	74	3
	本業利益(外貨調達コスト控除後)	82	92	10
主要勘定残高 (末残)	総資産	23,344	24,500	1,156
	預金等(譲渡性預金を含む)	20,887	21,908	1,021
	総預り資産	22,350	23,458	1,108
	貸出金	16,655	17,763	1,108
	有価証券	3,455	3,778	323

また、第5次経営計画において、次の目標とする経営指標を掲げ、その実現に向け取り組んでまいりました。当計画の最終年度である当連結会計年度の実績は、以下のとおりであります。

<目標とする経営指標>

		令和8年3月期計画	令和8年3月期実績
親会社株主に帰属する当期純利益（連結）	収益性	148億円	161億円
コア業務純益（銀行子会社単体合算）	収益性	223億円	330億円
本業利益（外貨調達コスト控除後）（銀行子会社単体合算）	収益性	141億円	200億円
R O E（連結）	効率性	5.0%以上	5.62%
コア業務粗利益O H R（銀行子会社単体合算）	効率性	60%以下	50.55%
自己資本比率（連結）	健全性	9.0%以上	9.45%
預金等残高（銀行子会社単体合算）	成長性	4兆5,000億円以上	4兆7,203億円
貸出金残高（銀行子会社単体合算）	成長性	3兆6,000億円以上	3兆8,561億円

(注) 1. 本業利益（外貨調達コスト控除後）＝貸出金平残×預貸利鞘－外貨調達コスト＋役員取引等利益－経費

2. R O E＝親会社株主に帰属する当期純利益（連結）／自己資本（純資産－新株予約権－非支配株主持分）平残×100

## 二 企業集団の対処すべき課題

地域金融機関におきましては、長期にわたる低金利環境から金利ある世界への回帰が進む中、金利上昇が預貸金利差の改善の契機となる一方、貸出先企業の資金繰りや返済負担の増加といった信用リスクの顕在化が懸念されております。特に中小企業においては、原材料価格や人件費の上昇、人口減少に伴う需要縮小の影響が続いており、事業再構築や経営改善支援の重要性が一層高まっております。また、海外情勢を受けて、中東情勢などの地政学リスクが地域経済に影響を及ぼしております。こうした中、地域金融機関には、金利環境の変化を踏まえた適切なリスク管理とともに、コンサルティング機能の発揮やデジタル化の推進を通じた収益力の強化が求められております。これらに加えて、ガバナンスの強化、人的投資・人材育成への取組み、デジタルイノベーションへの対応、気候変動問題や脱炭素社会への取組みなどサステナビリティへの取組み等を通じて、プライム市場上場企業として、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取組みが強く求められております。

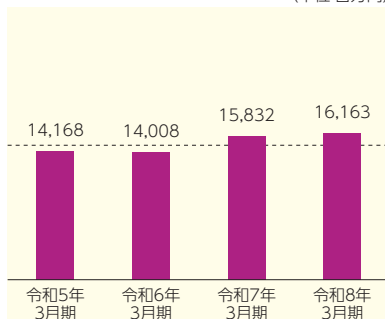
こうした中、当社は、令和8年4月から3か年の第6次経営計画を策定いたしました。当計画は、第5次経営計画において掲げた10年後の目指す姿である『やっぱり“トモニ”を選んでよかったと言われる広域金融グループ』の実現に向けた深化のフェーズと位置づけ、継続性と進化性のバランスが取れた課題解決型の「次の3年間の経営戦略・経営目標等」を示す計画としております。具体的には、5つの基本戦略（サステナビリティ戦略、営業戦略、人材戦略、オペレーション戦略、ガバナンス戦略）に基づく具体的施策に取り組むことにより、全てのステークホルダーの皆さまとともに、次のステージへ進化してまいりたいと考えております。

また、第6次経営計画における各施策の取組みや丁寧な説明等を通じて、収益力の向上や期待成長率の向上に努め、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につなげてまいりたいと考えております。

## 【財務ハイライト】

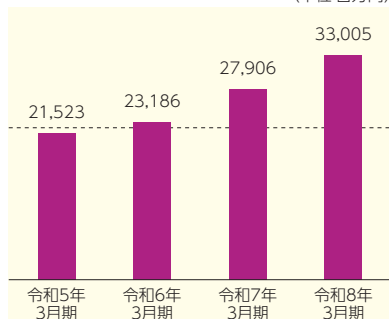
### 親会社株主に帰属する当期純利益(連結)

(単位:百万円)



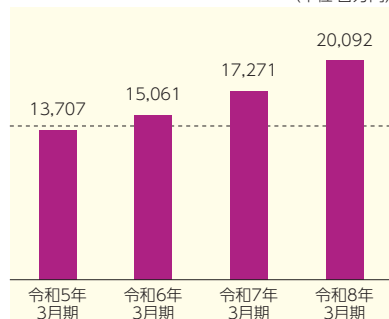
### コア業務純益(銀行子会社単体合算)

(単位:百万円)



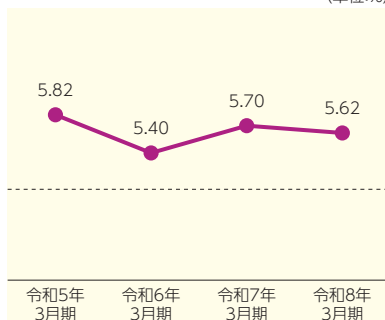
### 本業利益(外貨調達コスト控除後)(銀行子会社単体合算)

(単位:百万円)



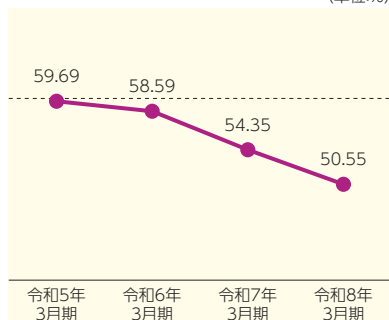
### ROE(連結)

(単位:%)



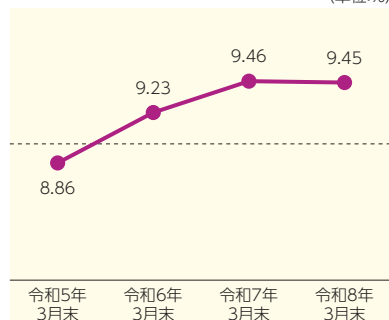
### コア業務粗利益OHR(銀行子会社単体合算)

(単位:%)



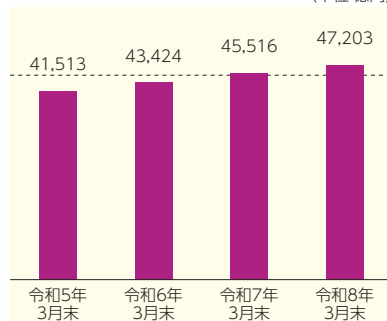
### 自己資本比率(連結)

(単位:%)



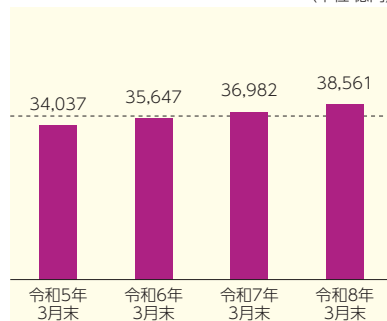
### 預金等残高(銀行子会社単体合算)

(単位:億円)



### 貸出金残高(銀行子会社単体合算)

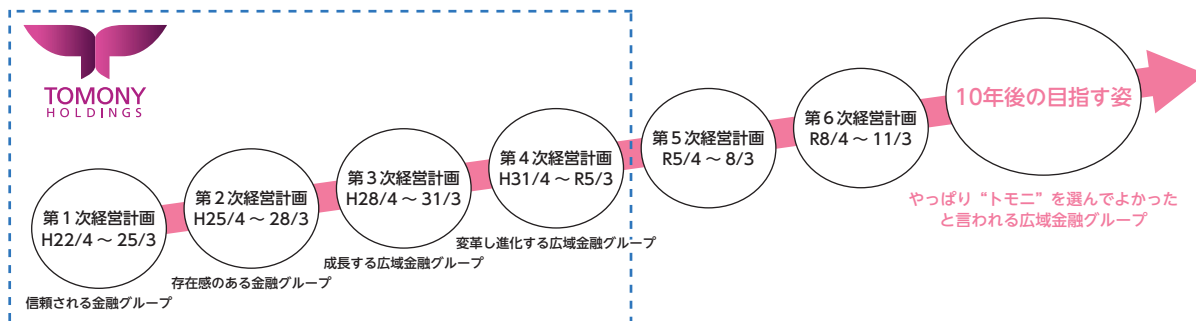
(単位:億円)



※各グラフの点線は、第5次経営計画の目標値(令和8年3月期)を示しています。

## 【第6次経営計画】

### 1. 位置づけ



- ✓ グループ設立以来、第1次経営計画から第4次経営計画までは、それぞれにおける「目指す姿」を明示し、具体的な戦略・施策を実施することにより、着実な成果・成長を遂げてきました。
- ✓ 第5次経営計画では、今後の地域における中長期的な人口動態等を踏まえ、持続的な社会の実現に向け、広域金融グループとしての「10年後の目指す姿」を明示した上で、それを実現するための「最初の3年間の経営戦略・経営目標等」を示す計画としました。
- ✓ 第6次経営計画は、「10年後の目指す姿」の実現に向けた深化のフェーズと位置づけ、継続性と進化性のバランスが取れた課題解決型の「次の3年間の経営戦略・経営目標等」を示す計画とします。

### 2. 概要

名称	第6次経営計画
計画期間	令和8年(2026年)4月～令和11年(2029年)3月
メインテーマ	さあ “トモニ”進もう 次のステージへ
基本戦略	戦略の方向性
I サステナビリティ戦略	➤ 地域価値創造への貢献、サステナビリティ等の開示強化
II 営業戦略	➤ 適正な貸出スプレッドの確保と戦略的なリスクアセットの伸長による持続可能な営業基盤の構築 ➤ 提案型営業・非対面チャネルの最適化、高付加価値サービスへのシフト
III 人材戦略	➤ 人的資本経営の実現、多様性と専門性の両立
IV オペレーション戦略	➤ DX・AI活用及びBPR推進による業務構造改革
V ガバナンス戦略	➤ ROEを意識した経営の実現、ステークホルダーとの対話強化

### 3. 目標とする経営指標

目標とする経営指標 (連結)		令和11年3月期目標	令和8年3月期実績
親会社株主に帰属する当期純利益	収益性	205億円	161億円
ROE (決算短信ベース)	効率性	6.5%以上	5.62%
自己資本比率	健全性	9.5%程度	9.45%

## (2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

### イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	77,654	87,817	95,107	104,775
経常利益	20,679	21,528	23,376	24,360
親会社株主に帰属する 当期純利益	14,168	14,008	15,832	16,163
包括利益	3,299	21,211	8,819	18,560
純資産額	247,356	277,466	284,023	297,373
総資産	4,551,361	4,810,452	5,034,627	5,204,096

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
営業収益	2,137	2,564	5,389	6,274
受取配当額	1,395	1,798	4,567	5,430
銀行業を営む子会社	1,395	1,798	4,363	5,430
その他の子会社	－	－	204	－
当期純利益	1,394	1,754	4,591	5,460
1株当たり当期純利益	円 銭 8.63	円 銭 10.28	円 銭 23.87	円 銭 28.32
総資産	91,839	102,506	104,883	105,112
銀行業を営む子会社株式等	89,326	99,783	99,783	99,783
その他の子会社株式等	60	60	60	60

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

### (3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末	
	銀 行 業	そ の 他
使 用 人 数	1,991人	193人

(注) 「使用人数」は、就業人員であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ 銀行業

##### 株式会社徳島大正銀行

			当 年 度 末	
			店	うち出張所
徳島県	徳島	徳島	62	(4)
香川県	川	香川県	2	(-)
高知県	知	高知県	1	(-)
愛媛県	媛	愛媛県	2	(-)
大阪府	阪	大阪府	26	(4)
兵庫県	庫	兵庫県	9	(2)
東京都	都	東京都	2	(-)
東京都	京	東京都	4	(-)
合 計			108	(10)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を93か所設置しております。

##### 株式会社香川銀行

			当 年 度 末	
			店	うち出張所
香川県	川	香川県	58	(6)
愛媛県	媛	愛媛県	11	(-)
徳島県	島	徳島県	2	(-)
高知県	知	高知県	1	(-)
岡山県	山	岡山県	8	(-)
広島県	島	広島県	1	(-)
大阪府	阪	大阪府	5	(-)
東京都	都	東京都	4	(-)
合 計			90	(6)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を103か所設置しております。

□ その他の事業

			当 年 度 末
徳島	島	県	店 6
香川	川	県	5
愛媛	媛	県	1
岡山	山	県	1
大分	阪	府	2
合		計	15

(注) その他の事業につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況 □ 子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀 行 業	そ の 他	合 計
設 備 投 資 の 総 額	3,783	383	4,167

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事 業 別	会 社 名	内 容	金 額
銀 行 業	株式会社徳島大正銀行	店舗新設・改修等	2,210
	株式会社香川銀行	店舗新設・改修等	1,166

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況  
該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金 百万円	当社が有する 子会社等の 議決権比率 %	その他
株式会社徳島大正銀行	徳島県徳島市	銀行業務	14,173	100.00	—
株式会社香川銀行	香川県高松市	銀行業務	14,105	100.00	—
トモニシステムサービス株式会社	香川県高松市	銀行業務に係るコンピューター業務	50	100.00	—
株式会社徳銀ビジネスサービス	徳島県徳島市	銀行各種事務受託、代行業務	10	100.00	—
香川ビジネスサービス株式会社	香川県高松市	銀行各種事務受託、代行業務	10	100.00	—
トモニリース株式会社	香川県高松市	リース業務	100	70.00	—
トモニカード株式会社	徳島県徳島市	クレジットカード業務	60	63.00	—
株式会社徳銀キャピタル	徳島県徳島市	ベンチャーキャピタル業務	30	74.50	—
大正信用保証株式会社	大阪市中央区	信用保証業務	10	100.00	—
とくぎんトモニリンクアップ株式会社	徳島県徳島市	GX・地方創生関連業務	100	100.00	—

(注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
2. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、間接保有等を含んでおります。  
3. 連結対象子会社は上記の子会社等10社であり、持分法適用会社はありません。

## (7) 主要な借入先

該当事項はありません。

## (8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
中村 武	代表取締役社長兼CEO（最高経営責任者）	トモニシステムサービス株式会社代表取締役社長	－
板東 豊彦	代表取締役副社長	株式会社徳島大正銀行代表取締役頭取	－
有木 浩	代表取締役副社長	株式会社香川銀行取締役頭取（代表取締役）	－
藤井 仁三	常務取締役経営企画部長	－	－
喜岡 均	常務取締役リスク・コンプライアンス部長	－	－
金岡 紀嘉	常務取締役監査部長	－	－
長尾 純	取締役グループ戦略部長兼地域商社の金融機能担当	－	－
井上 佳昭	取締役（社外取締役）	後記「社外役員の兼職その他の状況」に記載のとおりであります。	－
多田 人志	取締役（社外取締役）監査等委員	－	（注2）
富家 佐也加 （戸籍上：梶野佐也加）	取締役（社外取締役）監査等委員	－	－
武田 真由美 （戸籍上：田辺真由美）	取締役（社外取締役）監査等委員	後記「社外役員の兼職その他の状況」に記載のとおりであります。	（注3）
吉澤 康代	取締役（社外取締役）監査等委員	後記「社外役員の兼職その他の状況」に記載のとおりであります。	－

- （注）1. 井上佳昭、多田人志、富家佐也加、武田真由美及び吉澤康代の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、5氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 多田人志氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うためであります。
3. 武田真由美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役（監査等委員である取締役を除く）	11名	150	100	22	28
取締役（監査等委員）	6名	31	31	—	—
計	17名	182	131	22	28

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 取締役の「報酬等」には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬等11百万円（うち賞与2百万円）は含まれておりません。  
3. 年度末現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の人員数はそれぞれ8名及び4名ですが、上記の「支給人数」には、令和7年6月25日開催の第15期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）3名及び監査等委員である取締役2名を含んでおります。  
4. 「非金銭報酬等」は、令和7年6月をもって既に付与済みのものを除き廃止した株式報酬型ストック・オプション制度に基づく当事業年度に費用計上した額7百万円及び譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度に費用計上した額21百万円であります。

### ② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に係る業績指標は「親会社株主に帰属する当期純利益（連結）」、「コア業務純益（銀行子会社単体合算）」及び「本業利益（外貨調達コスト控除後）（銀行子会社単体合算）」であり、各々の実績は16,163百万円（年度当初の計画16,500百万円に対して達成度合い97.9%）、33,005百万円（年度当初の計画26,500百万円に対して達成度合い124.5%）及び20,092百万円（年度当初の計画17,500百万円に対して達成度合い114.8%）であります。当該指標を選択した理由は、業績連動報酬等が各事業年度における業務執行に対する対価として支給するため、経営計画において目標とする収益指標である当該指標が各事業年度の会社の営業成績として定量的に測定することができる指標であるからであります。業績連動報酬等の額の算定方法は、「⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

### ③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は、「⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「4 当社の株式に関する事項(4) 役員保有株式」に記載のとおりであります。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第5期定時株主総会において年額2億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内。なお、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、8名であります。

また、この限度額とは別枠で、令和7年6月25日開催の第15期定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の額として年額4,200万円以内、株式数の上限を年間140,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、7名であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第5期定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名であります。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月16日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴い、令和7年5月13日開催の取締役会において、当該方針の一部改正を決議しております。当該取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容についてコーポレートガバナンス委員会にて審議し、その妥当性等について確認しております。なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりであります。

イ 基本方針

取締役の報酬等は、トモニホールディングスグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして機能することを主眼に置いた報酬体系とし、各人別の報酬等の決定に際しては、会社の営業成績、役位ごとの職責、各々の業務執行状況等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、非業務執行取締役の報酬等は、その職責等を踏まえ、基本報酬のみにより構成する。

ロ 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は、毎月支給する固定金銭報酬とし、各役位における報酬額は、職責、業務執行の有無、従業員給与の水準等を総合的に勘案して、各役位別に決定する。

ハ 業績連動報酬等（金銭報酬）の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、各事業年度における業務執行に対する対価として、毎年、一定の時期に役員賞与として支給する業績連動金銭報酬とし、各役位別の基本報酬に会社の営業成績（経営計画において目標とする収益性に関する経営指標の各事業年度の目標達成度合い）等を勘案して決定した支給倍率を乗じて算出した額に基づき、各々の業務執行状況及び営業成績への貢献度等に応じて、各人別に決定する。

二 株式報酬（非金銭報酬）の内容及び数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

株式報酬は、株主との価値共有を進めることによって、中長期的な業績向上及び企業価値向上へのインセンティブ効果を高めることを目的としており、在任期間中の事業年度ごと、一定の時期に退任後の一定の期間までの譲渡制限期間を設定したトモニホールディングス(株)の普通株式を割り当てる譲渡制限付株式報酬とし、各役位別に定めた基準額及び割当時の株価水準に基づき、割り当てる株式数を各人別に決定する。

ホ 基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等の構成割合は、同規模・同業種の会社の水準を参考として、上位役員ほど株式報酬の割合が高まる構成となるよう決定する。

ハ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内において、社長（CEO）が各人別の報酬案を策定し、監査等委員会の意見を踏まえた上で、取締役会が決定する。なお、決定に当たっては、コーポレートガバナンス委員会において、あらかじめそのプロセスの適切性について検証し、必要に応じて取締役会に対して提言等を行う。

監査等委員である取締役の報酬等については、実効性の高い経営監督機能の発揮を図るため、経営からの独立性を確保する観点から、業績連動性のある報酬とはせず、定額報酬とすることを基本方針としております。

- ⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項  
該当事項はありません。

### (3) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役の井上佳昭氏、並びに監査等委員である取締役の多田人志氏、富家佐也加氏、武田真由美氏、吉澤康代氏との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項が定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しております。

### (4) 補償契約

- イ 在任中の会社役員との間の補償契約  
該当事項はありません。
- 補償契約の履行等に関する事項  
該当事項はありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の概要等は、以下のとおりであります。

- イ 被保険者の範囲  
当社及び子会社の取締役及び監査役
- 保険契約の内容の概要
  - i 被保険者の実質的な保険等負担割合  
保険料は全額当社及び子会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
  - ii 填補の対象となる保険事故の概要  
被保険者がその職務の執行により行った行為に起因して、損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用について填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合の損害については填補されません。
  - iii 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置  
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況	
井 上 佳 昭 ( 取 締 役 )	大阪ガスケミカル株式会社 常勤監査役 JOCカーボン株式会社 監査役 株式会社フルファイン 監査役 大阪燃気化学（上海）有限公司 監事 ミナベ化工株式会社 監査役 水澤化学工業株式会社 監査役 台湾大阪瓦斯化学股份有限公司 監察人 株式会社アドル 監査役	左記8社は大阪ガス株式会社のグループ会社であり、左記8社と当社グループとの間に重要な取引その他の関係はありません。
多 田 人 志 (取締役監査等委員)	該当事項はありません。	
富 家 佐 也 加 (取締役監査等委員)	該当事項はありません。	
武 田 真 由 美 (取締役監査等委員)	武田建設株式会社 取締役 セーラー広告株式会社 取締役監査等委員	武田建設株式会社と当社子会社の香川銀行との間には、融資等の取引があります。 セーラー広告株式会社と当社子会社の徳島大正銀行及び香川銀行との間には、融資等の取引があります。また、香川銀行は同社に対する資本出資の関係があります。
吉 澤 康 代 (取締役監査等委員)	香川大学大学院地域マネジメント研究科 教授	香川大学と当社グループとの間に重要な取引その他の関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
井上佳昭 (取締役)	令和5年6月～ (2年9か月)	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回出席、コーポレートガバナンス委員会5回のうち5回出席	大手ガスグループ会社において直接企業経営に関与された経験と大手金融グループの情報システム会社においてIT企業の経営に関与された経験から、適宜発言を行っております。
多田人志 (取締役監査等委員)	令和5年6月～ (2年9か月)	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回出席、監査等委員会19回のうち19回出席、コーポレートガバナンス委員会5回のうち5回出席	金融行政に従事された知識・経験から、適宜発言を行っております。
富家佐也加 (取締役監査等委員)	令和5年6月～ (2年9か月)	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回出席、監査等委員会19回のうち19回出席、コーポレートガバナンス委員会5回のうち5回出席	弁護士としての専門的な見地から、適宜発言を行っております。
武田真由美 (取締役監査等委員)	令和7年6月～ (9か月)	令和7年6月25日の監査等委員である取締役就任以降に開催された取締役会17回のうち16回出席、監査等委員会14回のうち14回出席、コーポレートガバナンス委員会3回のうち3回出席	地元中小企業において直接企業経営に関与された経験と公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、適宜発言を行っております。
吉澤康代 (取締役監査等委員)	令和7年6月～ (9か月)	令和7年6月25日の監査等委員である取締役就任以降に開催された取締役会17回のうち15回出席、監査等委員会14回のうち14回出席、コーポレートガバナンス委員会3回のうち3回出席	地域活性化に貢献するマネジメント専門の大学教授としての見地から、適宜発言を行っております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	36	1

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 年度末現在の社外役員の人員数は5名であります。上記の「支給人数」には、令和7年6月25日開催の第15期定時株主総会の終結の時をもって退任した社外役員2名を含んでおります。なお、「当社の親会社等からの報酬等」は、当社の子会社からの報酬等であります。

## (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

#### 4 当社の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 476,000千株  
 発行済株式の総数 193,533千株  
 (注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

- (2) 当年度末株主数 17,908名

#### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当 社 へ の 出 資 状 況			
	持株数等		持株比率	
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	24,267	千株	12.63	%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	10,154		5.28	
トモニホールディングス従業員持株会	6,887		3.58	
MURAKAMI TAKATERU	6,552		3.41	
日亜化学工業株式会社	5,838		3.03	
有限会社エーシーエヌウインド	4,759		2.47	
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	4,447		2.31	
JP MORGAN CHASE BANK 385781	2,479		1.29	
日本ハム株式会社	2,045		1.06	
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,029		1.05	

- (注) 1. 「持株数等」は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 「持株比率」は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### (4) 役員保有株式

当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類及び種類ごとの数）
取締役 （監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	5名	普通株式 52,910株
社外取締役 （監査等委員である取締役を除く）	—	—
取締役（監査等委員）	—	—

## (5) その他株式に関する重要な事項

### (自己株式の取得)

当社は、資本効率の向上及び機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能にするとともに、既に発行済みの新株予約権行使時に交付する株式又は譲渡制限付株式報酬として交付する株式に充当するため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、令和7年11月11日開催の取締役会決議により、同年11月12日から令和8年1月30日までの間に以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	1,316,300株
取得価額の総額	999,944,500円

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員・業務執行社員 永里 剛 指定有限責任社員・業務執行社員 刀禰 哲朗	10	(注4)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。  
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、108百万円であります。  
4. 監査等委員会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行った上で、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 補償契約

- イ 在任中の会計監査人との間の補償契約  
該当事項はありません。
- ロ 補償契約の履行等に関する事項  
該当事項はありません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を、同委員会が策定した「会計監査人の評価及び選定等基準」に基づき総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、解任又は不再任に関する議案の内容を決定する方針であります。

## 6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆さまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけ、経営体質の一層の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。このような観点から、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

## (令和8年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	484,242	預 金	4,572,190
商品有価証券	612	譲渡性預金	140,891
金銭の信託	1,135	借 用 金	141,223
有 価 証 券	773,217	外 国 為 替	20
貸 出 金	3,846,705	そ の 他 負 債	43,574
外 国 為 替	4,367	賞 与 引 当 金	370
リース債権及びリース投資資産	14,859	役 員 賞 与 引 当 金	116
そ の 他 資 産	43,189	退 職 給 付 に 係 る 負 債	64
有 形 固 定 資 産	37,959	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	43
建 物	18,388	偶 発 損 失 引 当 金	229
土 地	15,486	繰 延 税 金 負 債	397
リ ー ス 資 産	1,981	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	729
建 設 仮 勘 定	497	支 払 承 諾	6,869
その他の有形固定資産	1,604	負 債 の 部 合 計	4,906,723
無 形 固 定 資 産	1,760	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	723	資 本 金	30,228
その他の無形固定資産	1,036	資 本 剰 余 金	31,130
退 職 給 付 に 係 る 資 産	14,177	利 益 剰 余 金	232,783
繰 延 税 金 資 産	2,854	自 己 株 式	△1,050
支 払 承 諾 見 返	6,869	株 主 資 本 合 計	293,092
貸 倒 引 当 金	△27,853	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△4,475
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,174
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	4,157
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	856
		新 株 予 約 権	870
		非 支 配 株 主 持 分	2,554
		純 資 産 の 部 合 計	297,373
資 産 の 部 合 計	5,204,096	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,204,096

(令和7年4月1日から  
令和8年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常		
資	運		
金	用		
出	収		
金	収		
利	益		104,775
息		79,177	
60,233			
貸			
有			
価			
証			
券			
利			
息			
配			
当			
金			
16,091			
コ			
ー			
ル			
ロ			
ー			
利			
息			
及			
び			
買			
入			
手			
形			
利			
息			
229			
預			
け			
金			
利			
息			
2,510			
そ			
の			
他			
の			
受			
入			
利			
息			
113			
役			
務			
取			
引			
等			
収			
益			
14,148			
役			
務			
の			
他			
業			
務			
収			
益			
6,247			
役			
務			
の			
他			
業			
務			
収			
益			
5,202			
償			
却			
債			
権			
取			
立			
益			
307			
そ			
の			
他			
の			
経			
常			
収			
益			
4,895			
経			
常			
費			
用			
費			
80,414			
資			
金			
調			
達			
費			
用			
費			
14,191			
預			
金			
利			
息			
12,640			
讓			
渡			
性			
預			
金			
利			
息			
726			
コ			
ー			
ル			
マ			
ネ			
ー			
利			
息			
及			
び			
売			
渡			
手			
形			
利			
息			
185			
債			
券			
貸			
借			
取			
引			
支			
払			
利			
息			
36			
借			
用			
金			
利			
息			
579			
そ			
の			
他			
の			
支			
払			
利			
息			
22			
役			
務			
取			
引			
等			
費			
用			
費			
4,336			
役			
務			
の			
他			
業			
務			
費			
用			
費			
16,889			
役			
務			
の			
他			
業			
務			
費			
用			
費			
34,174			
役			
務			
の			
他			
業			
務			
費			
用			
費			
10,822			
貸			
倒			
引			
当			
金			
繰			
入			
額			
用			
費			
7,958			
そ			
の			
他			
の			
経			
常			
収			
益			
2,864			
経			
特			
常			
別			
利			
益			
24,360			
特			
固			
定			
資			
産			
処			
分			
益			
14			
特			
固			
定			
資			
産			
処			
分			
損			
失			
268			
減			
損			
損			
失			
201			
税			
金			
等			
調			
整			
前			
当			
期			
純			
利			
益			
24,107			
法			
人			
税			
、			
住			
民			
税			
及			
び			
事			
業			
税			
8,711			
法			
人			
税			
等			
調			
整			
額			
計			
額			
△879			
法			
人			
税			
等			
合			
計			
益			
7,832			
当			
期			
純			
利			
益			
16,275			
非			
支			
配			
株			
主			
に			
帰			
属			
す			
る			
当			
期			
純			
利			
益			
112			
親			
会			
社			
株			
主			
に			
帰			
属			
す			
る			
当			
期			
純			
利			
益			
16,163			

## 第16期末（令和8年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,232	流動負債	122
現金及び預金	4,487	未払金	74
前払費用	10	未払費用	2
その他	733	未払法人税等	10
固定資産	99,880	預り金	3
有形固定資産	5	賞与引当金	9
建物	1	役員賞与引当金	22
車輜運搬具	0	負債の部合計	122
工具器具備品	3	(純資産の部)	
投資その他の資産	99,874	株主資本	104,119
関係会社株式	99,843	資本金	30,228
繰延税金資産	27	資本剰余金	69,186
その他	3	資本準備金	15,239
		その他資本剰余金	53,946
		利益剰余金	5,754
		その他利益剰余金	5,754
		繰越利益剰余金	5,754
		自己株式	△1,050
		新株予約権	870
		純資産の部合計	104,989
資産の部合計	105,112	負債及び純資産の部合計	105,112

# 第16期 (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	6,274
関 係 会 社 受 取 配 当 金	5,430
関 係 会 社 受 入 手 数 料	844
営 業 費 用	784
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	784
営 業 利 益	5,489
営 業 外 収 益	13
受 取 利 息	9
雑 収 入	3
営 業 外 費 用	10
自 己 株 式 取 得 費 用	9
そ の 他	0
経 常 利 益	5,492
特 別 利 益	0
固 定 資 産 処 分 益	0
特 別 損 失	0
固 定 資 産 処 分 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	5,492
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	23
法 人 税 等 調 整 額	8
法 人 税 等 合 計	32
当 期 純 利 益	5,460

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和8年5月13日

トモニホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永 里 剛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 刀 禰 哲 朗

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トモニホールディングス株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トモニホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和8年5月13日

トモニホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永里 剛  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 刀禰 哲朗  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トモニホールディングス株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 子会社については、子会社の取締役及び監査等委員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けたほか、「監査法人のガバナンス・コード」への対応等についても必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年5月13日

トモニホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員(社外取締役) 多 田 人 志 ㊟

監査等委員(社外取締役) 富 家 佐 也 加 ㊟

監査等委員(社外取締役) 武 田 真 由 美 ㊟

監査等委員(社外取締役) 吉 澤 康 代 ㊟

以 上

## 徳島中継会場ご案内図

中継会場に  
ご来場の  
株主さまへ

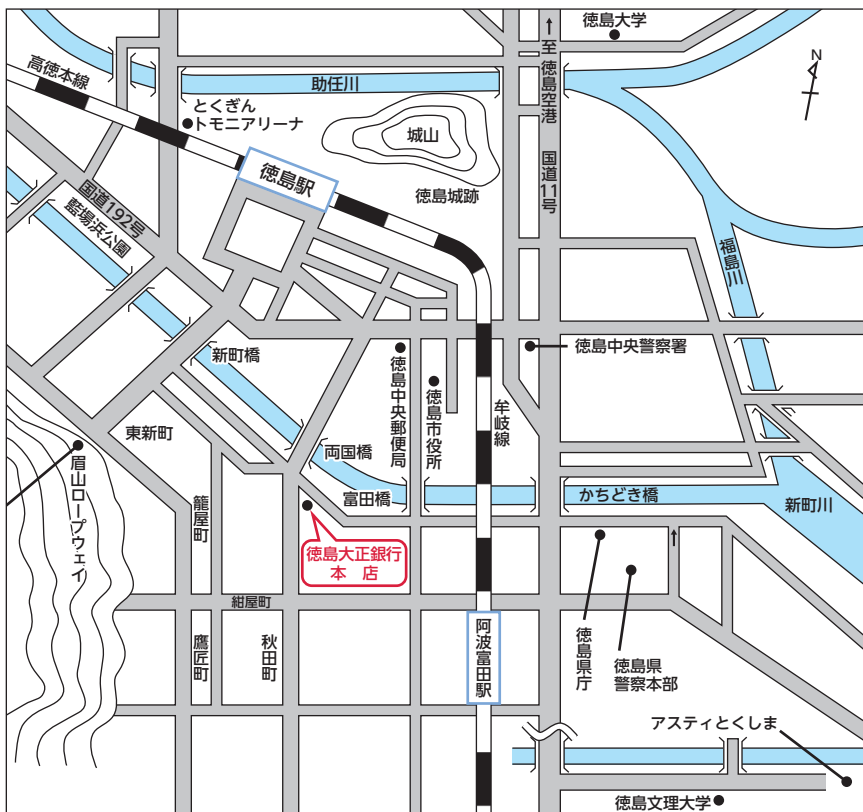
中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。  
中継会場では株主総会会場（高松国際ホテル）の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、議決権行使等、株主さまの権利のご行使はできません。あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、ご来場ください。

ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

### 徳島大正銀行 本店10階 大ホール

徳島県徳島市富田浜1丁目41番地

電話 (088) 623-3111 (代表)



#### J R 徳島駅から

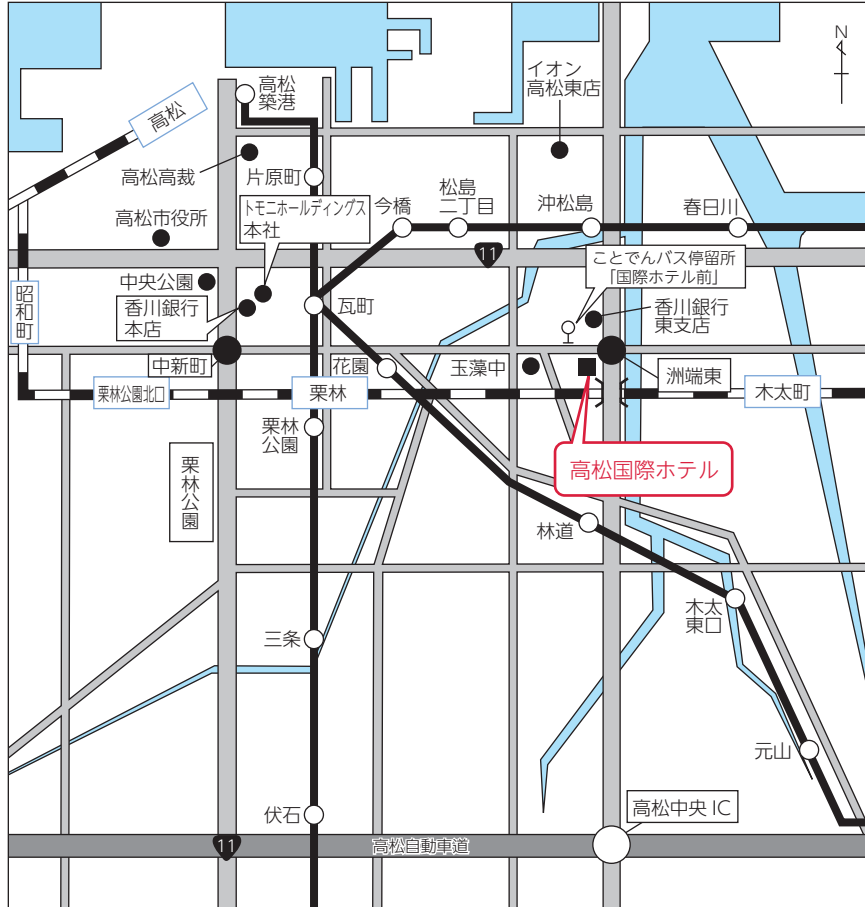
- タクシー 約5分
- 徒歩 約15分

#### J R 阿波富田駅から

- タクシー 約5分
- 徒歩 約15分

## 株主総会 会場ご案内図

高松国際ホテル 新館2階 瀬戸の間  
香川県高松市木太町2191番地1  
電話 (087) 831-1511 (代表)



J R高松駅から

- タクシー 約15分
- 路線バス 約20分

ことでん瓦町駅から

- タクシー 約10分
- 路線バス 約10分

高速道路から

- 高松自動車道「高松中央IC」より車で約10分